



総務省

中間論点整理案の意見公募の結果(概要)

令和 7 年 9 月
令 事 務 局

「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会 中間論点整理(案)」の意見公募手続

- 意見公募期間 令和7年7月11日～同年8月15日
- 提出件数 456件(団体等 12件、個人 444件)

受付番号	意見提出者	受付番号	意見提出者
24	日本弁護士連合会	168	一般社団法人MyDataJapan
25	一般社団法人テレコムサービス協会	233	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
43	NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会	245	楽天モバイル株式会社
47	株式会社NTTドコモ	312	日本国際映画著作権協会
48	The Internet Society Japan Chapter	452	一般社団法人ネットゲーム依存家族の会
52	KDDI株式会社		個人(444件)
164	任意団体 自由なインターネットの未来を憂える会		

- 意見の概要(別表参照) 項目別の意見総数 503件
(内訳)
 - ・報告書全体 2件
 - ・オンラインカジノの現状認識 11件
 - ・包括的な対策の必要性 75件
 - ・アクセス抑止(ブロッキング以外) 13件
 - ・アクセス抑止(ブロッキング) 385件
 - ・諸外国法制度 1件
 - ・技術的課題 4件
 - ・その他 12件

オンラインカジノの現状認識

(意見要旨)

- スマートフォン等普及により、誰でもオンラインカジノに係る情報をSNS・広告を見ることができる状況にあり、特に若年層において、オンラインカジノに誘導されやすい状況にある。
- ギャンブル等依存症は、誰でもなり得る病気であり、病気であるということが十分に認識されていない。
- オンラインカジノは、利用者を依存させる仕組みである。

包括的な対策の必要性

(意見要旨)

- オンラインカジノへの対策は、アクセス抑止に限らず、取締強化、支払抑止、教育、周知啓発など、包括的な対策が必要であり、できるところから対策を講じるべきである。
- オンラインカジノに係るアプリへの対策として、アプリストアからの削除等があり得る。

ブロッキング

多くの御意見が寄せられ、直ちに実施すべき、実施できるように法整備を進めるべきとの御意見が多数寄せられた。他方、実施すべきではないとの御意見、慎重な検討が必要であるとの御意見もあった。

(意見要旨の一例)

- ギャンブル等依存症は深刻であり、これ以上被害を増やすべきではない。
- ギャンブル等依存症対策基本法の改正は違法であることを明確にしたにとどまり、対策としては不十分。
- ブロッキングは諸外国では有効性が確認されている。
- 憲法上の権利を侵害し、インターネットの健全な発展を阻害するおそれがある。
- 決済抑止などの他に優先して講じるべき代替手段がある。
- 技術的な回避策が容易である現状では、実効性は限定的である。
- ブロッキングを実施する場合には、事業者の自主的取組ではなく、法的根拠に基づく制度的な担保が必要。
- ブロッキングに伴う訴訟リスクを踏まえた一定の免責事由の整理をすべき。

オンラインカジノの現状認識

「スマートフォンが生活必需品となった現代において、若年層はSNS広告などを通じて、いとも簡単に違法なオンラインカジノサイトに誘導されてしまう」、「SNS広告やインフルエンサーの宣伝により、若年層を中心にオンラインカジノの利用が急増している」旨の御意見。



2.1 オンラインカジノの現状認識(5頁11行)

「スマートフォンの普及等により、SNS等を通じた巧妙な誘導を通じて利用しやすい環境が存在し、特に若年層において、SNS等を通じてオンラインカジノに誘導されやすい状況にあること」を追記

包括的な対策の必要性

「教育という観点が全く抜け落ちている」、「若い世代の予防教育の必須化」、「ギャンブル等依存症に係るリスクを回避し抑制するための予防教育が必要であるにもかかわらず、実践されていない」旨の御意見。



2.2 包括的な対策の必要性(6頁24行)

「学校教育におけるギャンブル等依存症に関する知識の普及を含めギャンブル等依存症に関する啓発」を追記

アクセス抑止の在り方

「オンラインカジノに係るスマートフォンアプリの利用を防ぐため、アプリストアにおける配信停止等の措置の徹底」、「包括的な対策の一つのアプリストア対策」旨の御意見



3 アクセス抑止の全体像(9頁7行)

「以下のアクセス抑止策に加え、オンラインカジノに係るスマートフォンアプリに対する対策として、アプリストア運営事業者によるアプリストアからの削除等の取組についても併せて検証する必要がある。」を追記

⇒その他、意見公募手続における多種多様な御意見を参考にしながら、中間論点整理の各論点について、第7回会合以降、関係者ヒアリング等を実施し、検討を深める。